

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和元年8月29日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 業務名

乗合バス活性化戦略推進事業委託業務

(2) 業務の目的

乗合バスをはじめとする地域の交通事業は、モータリゼーションの進展や人口減少・少子高齢化の影響などにより、利用者が減少傾向で推移しており、取り巻く環境は厳しい状況にある。一方で高齢者の免許返納問題や増加する外国人等の観光客の移動手段の対応として地域交通の確保は重要な課題となっている。

今後、乗合バスをはじめとする地域交通を確保していくためには、利便性を高め利用しやすい環境を整備し、地域交通の利用促進を図ることで利用者増加と収益力向上を図っていくことが必要となっている。

このため、乗合バスを中心に鉄道、ハイヤー・タクシー、フェリー等の他の交通モードとも協力体制を構築し、ICTを活用した目的地への経路検索と地図、定額企画乗車券、決済手段などを組み合わせて利用者の利便性向上による利用者増加と収益力向上の効果を検証するとともに、地域交通確保に向けて乗合バスをはじめとする地域交通の利用促進による収益力向上の課題や今後の取組方向について整理する。

なお、今回の事業実施地域は函館市を中心として乗合バス、鉄道（普通鉄道、路面鉄道）、ハイヤー・タクシー、フェリーなどの交通機関があり、既存の共同定額企画乗車券を発行していることから、道南地域（渡島総合振興局及び檜山振興局管内の一部）を対象に事業を実施する。

(3) 業務の内容

通学・通勤、通院、買い物など地域住民の生活交通はもとより、空港や駅、フェリーターミナルからの二次交通の利便性向上を図るため、道南地域における乗合バス単独又は他の交通モードを乗り継ぎ、円滑に目的地に移動できる環境を整備し、地域交通の利用促進を目的として、次の取組を実施し、その効果と課題、今後の取組方向について取りまとめる。

(ア) 乗合バスをはじめとする地域交通のICTを活用した実証実験事業

次の条件を満たす乗合バス等の交通機関が協力した取組を一定期間実証的に実施する。

ア パーソナルコンピュータ、タブレット、スマートフォン等の情報端末で利用可能な、下記の機能を持つウェブアプリケーションにより、利用者の利便性向上を図ること。

- ・ 出発地から目的地への「経路検索」が実施でき、「地図」で位置確認ができること。
- ・ 1日乗車券や商業・観光施設等の割引がセットとなっている定額企画乗

車券等の「購入」、「決済」を実施できること。なお、購入した企画乗車券は当該ウェブアプリケーションの画面を情報端末に表示させるなどの方法により使用できるようにすること。

- ・乗合バス以外の1つ以上の交通機関における利用が可能なるものであること。
- ・システムの構築にあたって、セキュリティ対策を施すこと。決済システムについては特に配慮することとし、自社で制御できるシステムを採用すること。
- ・アプリをダウンロードする形式ではなく、ウェブブラウザ上で利用できる形式とすること。
- ・主たる言語は日本語とし、他の外国語についても対応可能となるよう努めること。

イ その他

- ・実証実験に際しては道南地域の交通を取り巻く状況を踏まえた実施となるよう工夫すること。
- ・Google Mapsなど本事業での使用において無償で利用可能な経路検索を使用するなど、今後の事業継続性を考慮し交通事業者に過度な経費が発生しないよう配慮すること。

(イ) 実証実験を踏まえた課題等分析

(ア) の実施結果を踏まえ、乗合バス事業のICTを活用した収益力向上のための課題や今後の方向性などを分析する。

ア 実証実験の結果について取りまとめ、当該実証実験を通じて判明した課題や改善が必要な事項を整理すること。

イ アの課題等に対する対応方向などを提言すること。

ウ ア・イを集約した報告書を作成すること。

(4) 委託期間

契約締結日から令和2年3月16日(月)まで

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

(1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合も含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であるこ

- とにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
- ①道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - ②本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ③消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
- ①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、前記2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
- ア 提出期限 令和元年9月12日（木）16：00（必着）
 - イ 提出場所 北海道総合政策部交通政策局交通企画課（担当：小西）
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-231-4111（内線23-766）
011-204-5163（直通）
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書等の交付期間及び場所

- (1) 交付期間
令和元年8月29日（木）から9月12日（木）まで
- (2) 交付場所
前記3の（1）のイに同じ。
ただし、交付期間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前8時45分から午後5時30分までとする。
なお、北海道のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/index.htm>）からもダウンロードすることが出来る。

5 企画提案書の提出期限及び場所

- (1) 前記3の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出及びヒアリング審査への出席を要請する。
- (2) 前記（1）の提出要請を受けた者は、次のアからウに定めるところにより、企画提案書の提出を行うことができる。
- ア 提出期限 令和元年9月26日（木）16：00（必着）
 - イ 提出場所 前記3の（1）のイに同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

6 提出の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者のした提案は

無効とする。

7 プロポーザル審査会での受託者の決定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明（ヒアリング）を受け、審査基準に従った配点の上、得点及び特記事項等を勘案した審査を行い、1者を選定する。（日時、場所は別途通知。）

なお、企画提案書の提出が多数ある場合には、審査会において、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に適すると認められる概ね10程度のヒアリング審査参加者を選定する。

8 契約手続き

選定された企画提案書を作成した者を見積書聴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 無効となる参加表明書又は企画提案書

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(4) その他

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。

エ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する。

オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

カ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。

キ 企画提案参加者として選定された者を公表できるものとする。

ク 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。

ケ 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。